

令和8年竹田市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和8年7月6日(月) 午後3時00分～午後3時28分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤哲也 事務局次長：馬場勇二 主幹兼係長：伊藤慎弥 専門員：佐藤俊郎
農政課主査：工藤大夢

6. 議事

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 19件

議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について(大分県農業農村振興公社から所有権移転) 1件

議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第40号 非農地証明について 4件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時59分)

議長

只今から、令和8年竹田市農業委員会第7回総会を開会いたします。本日の議事日程は、タブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は3番 猪九州男委員、4番 首藤徳子委員の両名を指名いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 19件

議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 1件

議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第40号 非農地証明について 4件

以上29案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 工藤主査

議案第37号は農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け人へ権利の設定を行うものです。

貸付調書1ページ、1番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書2ページ、2番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書3ページ、3番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書4ページ、4番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書5ページ、5番の案件は、〇〇〇〇から、認定農業者である〇〇〇〇へ、9年5ヶ月間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書6ページ、6番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書7ページ、7番の案件は、2人の貸出人から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書8ページ、8番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書9ページ、9番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書10ページ、10番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権

利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書11ページ、11番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書12ページ、12番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、20年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書13ページ、13番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書14ページ、14番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書15ページ、15番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書16ページ、16番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書17ページ、17番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書18ページ、19ページ、18番の案件は、2人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書20ページ、19番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。以上です。

議長

只今、議案第37号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

議長

私から質疑いたします。

13番 森哲秀委員

8番の案件ですが、〇〇〇〇は病院で頻繁に会うのですが、大丈夫ですか。

農政課

健康状態までは確認していませんが、書類提出時の3月に来庁された際の感覚ではありますが、やる気はありそうでした。

議長

他にご意見、ご質疑はありませんか。

議長

3番 猪九州男委員。

3番 猪九州男委員

7番の〇〇〇〇は年齢が85歳、年数は10年となっている。10年経ったら95歳、前回か前々回の総会でも質疑として出たと思う。

農政課

高齢で85歳という年齢ではありますが、高齢でも頑張って農業をされている方もいらっしゃいますので、ここは10年ということで、もちろん10年間の中で解約したいとの意見があれば双方合意の上で解約した上で新しい方を探して耕作をお願いするということになります。もちろん、すぐに新しい人が見つかるのかといえ、見つかる状況ではありませんが、ただ、ご本人が書類提出された際には、やる気でしたので、ここは10年と設定させていただきました。

議長

他にご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第37号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

(15時12分)

議長

続いて議案第38号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第38号の1番の案件は、公益社団法人大分県農業農村振興公社から認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字三宅字真菰〇〇〇〇 外5筆 田6筆 合計面積6,250平方メートルを農地中間管理事

業の推進に関する法律に基づき所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、66,942平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第38号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は5人です。農機具は、トラクター5台、コンバイン1台、田植機1台、その他ロールベアラー等4台を所有しており、畜産経営及び稲作中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第38号について、担当委員による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第38号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積等促進計画の要請については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字君ヶ園字鶴原〇〇〇 畑1筆 面積411平方メートルについて持ち分6分の1の所有権を移転するものです。譲受人の経営規模は411平方メートルです。なお、この農地には農業用倉庫が建っておりますが2a未満の農業用施設の届け出を提出済みであります。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第39号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台、耕うん機1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字戸上字畝割〇〇〇〇 畑1筆 面積3,736平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は73,968平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第39番の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター3台、耕うん機2台、その他管理機2台、マニアスプレッダー1台、移植機1台を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町大平字大平〇〇〇〇 畑1筆 面積2,399平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は217,236平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第39号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は42人です。農機具は、トラクター5台、コンバイン2台、田植機2台、耕うん機1台を所有しており、稲作、畜産経営の法人で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字鷹巣〇〇〇〇 外2筆 田2筆 畑1筆 合計面積1,631平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は13,877平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

報告いたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から 譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字城後〇〇〇〇 田1筆 面積1,760平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は42,391平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

報告いたします。譲受人の労力は4人です。農機具は、トラクター4台を所有しており、畜産経営中心の農

家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第39号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第39号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第40号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

議長

1番の案件について、事務局に説明求めます。

事務局

議案第40号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字平田字河合迫〇〇〇〇 外10筆 登記地目 田6筆 畑5筆 合計面積6,693平方メートルを非農地申請したものです。申請地は、獣害及び周囲の山林化に伴い、昭和60年頃から耕作放棄地となり、現況は山林原野となっています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

1番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は山林原野となっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第40号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市大字志土知字草ヶ代〇〇〇〇 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積223平方メートルを非農地申請したものです。〇〇〇〇は、平成13年に転用許可を受け住宅を建築しましたが法務局で地目変更登記をしていませんでした。〇〇〇〇は、コンクリートを敷いて駐車場として使用していました。現況は宅地となっています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

2番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第40号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市久住町大字久住字山田〇〇〇〇 外1筆 登記地目 田2筆 合計面積2,353平方メートルを非農地申請したものです。申請地は、周囲の山林化による日照不足等で田として耕作不能のため、昭和60年頃に杉を600本植林し、現況は山林となっています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

3番の案件の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は山林になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第40号4番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市直入町大字長湯字稼倉〇〇〇〇 外2筆 登記地目 田2筆 畑1筆 合計面積1,223平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡き父が耕作していましたが、平成10年より入退院を繰り返し、平成20年に亡くなりました。申請者は大分市

在住で耕作できず、現況は竹林となっています。

議長

4 番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4 番 首藤徳子委員

4 番の調査報告をいたします。現地確認の結果、現況は竹林になっています。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第40号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第40号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって、議案第40号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和8年竹田市農業委員会 第7回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。